

答申第246号
令和8年1月9日

神戸市長
久元喜造様

神戸市情報公開審査会
会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答申)

令和7年7月14日付神行総第403号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「口座振替明細書等の支出内容の確認ができる書面」の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

処分庁が、請求内容である「三井住友銀行からの振替明細書等の支出内容の確認ができる書面（口座振替済通知書）」に該当する文書として「総合振込・給与振込集中処理明細表」を特定し、部分公開した決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

（1）審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、令和6年9月19日受付で以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

①（高齢福祉課）

令和4年度・5年度の生活支援ショートステイ第3期委託料の支払いの支出命令書

②（会計室）

・支払日令和5年5/25 支出命令番号 01829

・決裁日令和6年5/13 伝票番号 0900320349-00-00

三井住友銀行からの振替明細書等の支出内容の確認ができる書面（口座振替済通知書）

（2）市長（以下「処分庁」という。）は、令和6年9月27日、本件請求のうち、会計室所管分として「総合振込・給与振込集中処理明細表」（以下「本件明細表」という。）を特定し、そのうち個人への振込に関する情報（受取人名、振込先銀行、振込先支店、預金種目・口座番号、金額、顧客コード1、顧客コード2、識別表示、備考）を条例第10条第1号アに該当するとして、また、法人の口座に関する情報（払出口座、振込先銀行、振込先支店、預金種目・口座番号、顧客コード1、顧客コード2、識別表示、備考）を条例第10条第2号アに該当するとして非公開とする部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（3）これに対し、請求人は、令和6年11月29日、「三井住友銀行から（会計室へ）の振替明細書（口座振替「済」通知書）等の（振込後の）支出内容の確認ができる書面」（以下「振替済通知書等」という。）の「公文書公開決定通知書」を出す、との裁決を求める審査請求を行った。

3 請求人の主張

令和6年11月29日受付の審査請求書、令和7年1月17日、3月3日、4月11日及び5月23日受付の反論書、11月19日付の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 審査請求書（令和6年11月29日付）における主張

本件処分は、次のとおり違法である。

「公文書公開請求書」に書いた「公開を請求する公文書の内容」と本件決定通知書の「公開請求に係る公文書の名称」の内容が明らかに違う。本件決定通知書にある本件明細表は「会計室から三井住友銀行への振込前の振込受付書」で支出予定が書かれており、実際の支出内容の確認は出来ない。「公文書公開請求書」に書いた振替済通知書等の「決定通知書」ではない点で、本件処分は、条例第10条の規定に違反する。

本件処分の違法の原因は「令和4年度生活支援ショートステイ第3期委託料の支払い」（以下「本件支出命令書」という。）・「本件明細表」が虚偽公文書として作成され、行使されることになったことにある。神戸地方検察庁の検察官検事からの公文書「処分通知書」（以下「不起訴通知書」という。）との相違により虚偽公文書と分かる。

(2) 処分庁の弁明に対する反論書（令和7年1月17日付）における主張

①本件明細表について

本件明細表に「預金払戻請求書・預金口座振替による振込受付書」と明記されている。

また、本件明細表の作成日は支出日の前日の「5年5月24日」となっており、振込手続をしていない時に作成された書面である。そして、振込指定日は「5年5月25日」の予定となっている。実際に本件支出命令書に同日の三井住友銀行の支払済印があり「5年5月25日」支出された。

さらに、本件明細表には三井住友銀行が

- (a) 本件明細表=振込受付書を受付した。
- (b) 振込手続の処理（支払い）をした。
- (c) 振込後に会計管理者に提出し、会計室が受け取った。

(a) (b) (c) いずれも確認出来る証拠（日付・名前・印・コード等）がない。

加えて、不起訴通知書は、「A氏が業務する「特定施設 A'」に○が居た」ことの証拠書面となり、検察官検事・警察官刑事も認めた。また、令和5年12月27日「特定施設 B'」の施設長B氏から、○とまったく関係がないことを確認している。よって、「本件明細表8頁金額¥13,720(○の分)」が「特定施設 B'」に支出されるることはあり得ない。当然、振替済通知書等はない。不起訴通知書の事実との相違により、本件明細表は、虚偽公文書である。

以上により、本件明細表は、「振込後の支出内容が確認出来る書面」との要件を示していない書面である。

②本件支出命令書について

「内訳書 02 金額¥13,720(○の分)」は、三井住友銀行の支払済印があるので支出されている。

一方、「〇が居た「特定施設 A' 」から「関係ない「特定施設 B' 」に「債権者 氏名等」が支出後に変造されている。また、処分庁会計室の印の不信（印に問題がないのは 1 人だけである。）

したがって、本件支出命令書は、虚偽公文書である。

③結論

事実と相違ある虚偽公文書を作成・行使しており違法である。請求した内容の確認を示すことの出来ない書面の公文書公開決定のため条例第 10 条の規定に違反している。

ア 口座振替済通知書がない。それは、「債権者（から）の領収証書」がないことになる。（神戸市会計規則（昭和 39 年 3 月規則第 81 号。以下「会計規則」という。）第 56 条第 3 項「前項の規定により提出された口座振替済通知書は、債権者の領収証書とみなす。」）会計規則第 56 条との整合性を明らかにするため、「指定金融機関における神戸市公金事務取扱要綱」（以下「公金事務取扱要綱」という。）の全文を証拠資料として提出を求めます。

イ 「本件明細表 37 頁作成日令和 6 年 5 月 14 日金額¥1,800（〇の分）」については、不正な請求書、不正な支出命令書（伝票番号 0900320349-00-00）、不正な本件明細表が公開され、口座振替済通知書がない。支出はされていないと考えるしかないが、どういうことか、明らかにしてください。

（3）「反論書(2)」と題する書面（令和 7 年 3 月 3 日付）における主張

①処分庁（会計室）の上申について

令和 7 年 1 月 17 日付の反論書に対して、処分庁からは再弁明を行わない旨の上申があった。よって、変造前の公文書「支払日令和 5 年 5/25 支出命令番号 01829」について、三井住友銀行から所管会計管理者である会計室へ提出された「特定施設 A'」の口座振替済通知書の存在を処分庁（会計室）は否認しなかった。

②公金事務取扱要綱についての回答

ア 令和 3 年 11 月 1 日分の公金事務取扱要綱に公文書毀棄がある。

- ・ 「口座振替通知書」（別記様式第 16 号（甲））が不法に「総合振込依頼書」（神戸公務部で使用出来ない）に差し替えをされている。
- ・ 「口座振替済通知書」（別記様式第 16 号（乙））が不法に「総合振込済通知書」（神戸公務部で使用出来ない）に差し替えをされている。

よって、正規の「口座振替通知書」「口座振替済通知書」（別記様式第 16 号（甲）（乙））を証拠資料として提出を求めます。

イ 令和 4 年 7 月 19 日分の「別記」が提出されていないため、「差し替えのない別記」の提出を求めます。

ウ 会計規則第 56 条との整合性を明らかにするため、令和 5 年 5 月 25 日を施行期間内とする「神戸市口座振替支払事務取扱要綱」と「様式の書面」の提出を求めます。

(4) 「反論書(3)」と題する書面（令和7年4月11日付）における主張

- ①処分庁（会計室）からの正式な回答書面・物件の提出はなかった。よって、「反論書(2)」と題する書面について処分庁は一切の否認をしなかった。
- ②処分庁（会計室）から正しい要綱が提出されることはない。処分庁から提出された物件は、公金事務取扱要綱（令和3年11月1日改定分、令和4年7月19日改定分、令和6年4月1日改定分、令和6年10月25日改定分だが、全てに於いて改ざんがあり、不法に虚偽公文書として作成・行使されている。

(5) 「反論書(4)」と題する書面（令和7年5月23日付）における主張

以下の裁決を求めます。

- ①変造前の公文書「支払日令和5年5/25 支出命令番号 01829」の口座振替済通知書の公文書公開決定を認容する。
- ②口座振替済通知書を保有していないため
「決裁日令和6年5/13 伝票番号 0900320349-00-00」は公文書非公開決定を認容する。

(6) 「意見書」と題する書面（令和7年11月19日付）における主張

審査会委員は、審査請求人提出書面を見ることは出来ない。処分庁提出公文書・処分庁の書面ではない公文書も見ることは出来ない。虚偽の審査請求名用に別の書面が作成されていると考えます。そのため、正規の書面を審査会会長に送付します。

「支出命令書 決裁日令和6年5/13 伝票番号 0900320349-00-00」について処分庁は弁明書で「三井住友銀行から口座振替済通知書は提出されていない」となっており、支払われていない。虚偽公文書である。

また「公金事務取扱要綱」に令和5年3月31日の改正分がなく、隠蔽している。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和6年12月26日受付の弁明書、令和7年9月29日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 本件処分の内容

令和6年9月19日付けで請求人から申請のあった該当支出命令書の振替済通知書等を開示した。

(2) 本件処分の理由

処分庁は、請求人が請求したとおり、該当支出命令書の振替済通知書等に該当する公文書として本件明細表を開示したものである。

請求人は、本件決定通知書の「三井住友銀行からの振替明細書等の支出内容の確認ができる書面（口座振替通知書）」の口座振替の後に「済」の記載が漏れているため、「振込後の支出内容の確認ができる書面の「決定通知書」ではない点で、本件処分は条例第10条の規定に違反する」旨を主張する。

しかし、処分庁としては、請求人が提出した公文書公開請求書に記載されていた

請求内容を確認したうえで、振替済通知書等に該当する文書を検索し、本件明細表を公開請求に係る公文書として特定し、開示した。

したがって、意図的に口座振替済の情報が記載された公文書を特定しなかったという事実は存在せず、「済」が本件決定通知書に記載されていないのは記載漏れである。

なお、公金事務取扱要綱 2.(5)(イ)により、指定金融機関である三井住友銀行は、「口座振替済通知書」又は「総合振込・給与振込集中処理明細表」のどちらか一方を会計管理者に提出することになっており、本件においては総合振込・給与振込集中処理明細表が三井住友銀行から提出され、口座振替済通知書は提出されていない。

三井住友銀行から神戸市へ本件明細表が提出されたのは振込後のものであり、請求人が求める支出内容が確認できる振込済の書面であることに相違はない。

以上から、本件処分は違法又は不当であるとはいえない。

(3) 審査庁からの質問事項に対する回答

(質問 1) 処分庁から提出された、令和 3 年 11 月 1 日改定分の公金事務取扱要綱について、本文では「口座振替通知書（…別記様式第 16 号（甲））」「口座振替済通知書（…別記様式第 16 号（乙））」と記載されているのに対し、別記部分の様式第 16 号（甲）の名称が「総合振込依頼書」、様式第 16 号（乙）の名称が「総合振込済通知書」となっている理由について説明してください。

(回答 1) 口座振替通知書の趣旨は、個々の振込先について振込先口座（銀行・支店・預金種目・口座番号）、振込金額、口座名義等を指定金融機関に通知し、口座振替の方法により支払いをさせるものであり、会計規則第 25 条様式（第 56 条関係）で定められている「口座振替依頼書」のことである。公金事務取扱要綱では「口座振替通知書」となっており、正しくは会計規則の「口座振替依頼書」であり、当該要綱の名称記載の誤りであった。公金事務取扱要綱の別記様式第 16 号（甲）は振込件数が同一事業による給付等でまとまった件数の場合に、業務負担の軽減等から個々の「口座振替依頼書」をまとめて処理できるよう「総合振込依頼書」として様式を定めているものである。別記様式第 16 号（乙）「総合振込済通知書」も（甲）の依頼結果を通知するものとなっている。趣旨・内容は「口座振替依頼書」であるが、1 件の振込を依頼する様式と区別するため、様式名称を指定金融機関の同趣旨のものに合わせたものである。なお、別記様式第 16 号（甲）（乙）は、システム変更に伴う運用の変更により使用する必要がなくなっていることから、令和 7 年 4 月の改正時に併せて削除する予定である。

(質問 2) 処分庁から提出された、令和 4 年 7 月 19 日改定分の公金事務取扱要綱について、別記が添付されていない理由について説明してください。

(回答 2) 様式は改定していないため。

5 審査会の判断

(1) 本件の争点について

処分庁は、本件請求のうち会計室所管分について、本件明細表を対象文書として特定し、個人への振込に関する情報を条例第10条第1号アに該当するとして、また、法人の口座に関する情報を条例第10条第2号アに該当するとして非公開とする部分公開決定を行った。

これに対し請求人は、処分庁が特定した本件明細表は「会計室から三井住友銀行への振込前の振込受付書」で支出予定が書かれており、実際の支出内容の確認は出来ないため、振込後の支出内容の確認が出来る書面を公開するように求め、審査請求を行った。

したがって、本件の争点は、本件処分における文書特定の妥当性である。

以下、検討する。

(2) 文書特定の妥当性について

ア 本件明細表について

会計規則第56条第1項は、「会計管理者は、指定金融機関又は指定金融機関と為替取引のある金融機関に預金口座を設けている債権者から申出があつたときは、口座振替依頼書又は口座振替依頼データにより指定金融機関に通知して、口座振替の方法により支払をさせることができる。」とし、同条第2項は、「指定金融機関は、前項の通知を受けたときは、指定された預金口座に速やかに振込手続をし、会計管理者に口座振替済通知書を提出しなければならない。」と定めている。

また、公金事務取扱要綱の「2支払い事務」「(5)口座振替による支払」(イ)の記述によると、指定金融機関は、「所管会計管理者から、支払通知書とともに口座振替通知書若しくは口座振替通知書の内容を記録したデータ及び口座振替集計表の交付を受けたときは、指定された預金口座にすみやかに振込手続をし、口座振替済通知書又は総合振込・給与振込集中処理明細表を所管会計管理者に提出するものとする。」とされている。

本件明細表は、①支出命令番号 01829 及び②伝票番号 0900316135-00-00 の支出命令書に基づく公金の支出において、口座振替の方法により債権者に支払いが行われた際、指定金融機関である三井住友銀行から神戸市会計管理者に対して提出のあった総合振込・給与振込集中処理明細表である。

イ 文書特定の妥当性について

請求人は、本件明細表は、請求内容の「口座振替済通知書」と明らかに異なるものであり、本件明細表に「預金払戻請求書・預金口座振替による振込受付書」と記載されていること、及び本件明細表の作成日が支出日の前日の日付になっていることから、支出予定が書かれた文書であり、実際の支出内容を示した文書ではないと主張する。

審査会が本件明細表を見分したところ、表題の横に括弧書で「預金払戻請求書・預金口座振替による振込受付書」との記載があり、明細一覧の上部右肩に作成日と

して、振込指定日の前日の日付が記されていることが認められた。

処分庁に確認したところ、「総合振込・給与振込集中処理明細表」は、三井住友銀行が取引先との間で用いる一般的な帳票であり、「預金払戻請求書・預金口座振替による振込受付書」の文言は、当該銀行が事務処理上記載しているものということであった。

また、本件明細表は振込指定日の前日に作成されるため、その日付が作成日として記載されているが、処分庁は、振込指定日の翌日に処理結果を示すものとして、三井住友銀行から本件明細表の提出を受けているということであった。

加えて、会計規則においては、指定金融機関は会計管理者に対し、振込手続後に「口座振替済通知書」を提出しなければならないとあるが、その運用について詳細に定めた公金事務取扱要綱においては、会計管理者から(ア)支払通知書とともに口座振替通知書の交付を受けたときは「口座振替済通知書」を提出するものとし、(イ)口座振替通知書の内容を記録したデータ及び口座振替集計表の交付を受けたときは「総合振込・給与振込集中処理明細表」を提出するものとしており、本件においては(イ)の場合に該当するため「総合振込・給与振込集中処理明細表」の提出を受けたということであった。

以上のことから、処分庁の説明に不合理な点は認められず、本件明細表は請求内容である支出内容の確認が出来る書面に該当すると認められることから、処分庁が本件明細表を対象公文書として特定したことは妥当である。

(3) 請求人のその他の主張等について

審査会の事務を所管する神戸市地域協働局市民情報サービス課から請求人に対し、口頭意見陳述の希望の有無を、第383回審査会の日程で案内したところ、自身の都合が悪いという理由で第384回審査会の日程を希望したため、当該日程で案内文を送付した。しかし、請求人は、市民情報サービス課から送付された案内文等の文書は虚偽の公文書であり、自身がした審査請求ではないため出席することが出来ない、などと主張し審査会での意見陳述の機会を放棄した。

また、請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和6年11月29日	—	*請求人から審査請求書を受理
令和6年12月26日	—	*処分庁から弁明書を受理
令和7年1月17日	—	*請求人から反論書を受理
令和7年2月7日	—	*処分庁から上申書を受理 *処分庁から関係書類を受理
令和7年2月25日	—	*請求人から上申書を受理
令和7年3月3日	—	*請求人から反論書を受理
令和7年3月24日	—	*処分庁から質問に対する回答を受理 *処分庁から関係書類を受理
令和7年4月11日	—	*請求人から反論書を受理
令和7年5月23日	—	*請求人から反論書を受理
令和7年9月29日	第382回審査会	*処分庁の職員から非公開理由等を聴取 *審議
令和7年11月17日	第384回審査会	*審議（請求人は意見陳述欠席）
令和7年12月3日	—	*請求人から意見書を受理
令和7年12月25日	第385回審査会	*審議